

第 1 当審査会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった、警察の事務分掌表の電磁的記録について、非開示とした決定は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 12 月 1 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

富山県職員の氏名、職位（役職名）業務内容などが判る資料

1. 富山県教委が学校管理指導計画で各高等学校の教職員組織（職名、氏名、担当教科、学級担任、公務分掌、部活動）が電子データで開示された資料と類似した文書の電子データ
2. 富山県教委が作成した学校管理指導計画の電子データを除き、再任用者などを含む。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 29 年 12 月 14 日付け富務第 2714 号で条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

ア 本件開示請求に係る対象文書の特定

職員の氏名、職名、係名、電話番号、分掌事務が記録されている、警察の所属ごとに作成された事務分掌表の電磁的記録を、本件開示請求に係る対象文書として特定した。

イ 開示をしない理由

実施機関は、警察の事務分掌表の電磁的記録については、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものではないため、条例第 2 条第 2 項の開示対象となる公文書には当たらないとして、公文書が存在しないことを理由に非開示決定を行った。

なお、警察の事務分掌表の電磁的記録を、紙媒体に印字したものについては、非開示情報部分を除き、平成 29 年 12 月 14 日付け富務第 2713 号で部分開示決定をしている。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成 29 年 12 月 27 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 4 条の規定により富山県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

(3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第 19 条の規定により、平成 30 年 1 月 17 日付け富公委第 23 号で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

第 3 審査請求の内容

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び当審査会での意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 理由

警察の事務分掌表については、平成 29 年 12 月 14 日付け富務第 2713 号で紙媒体により部分開示されているにもかかわらず、その公文書を作成するための電子データが、「請求内容に該当する公文書が存在しない」という理由により、同日付け富務第 2714 号で非開示決定されたことは誤りであると主張する。

第 4 実施機関の説明

実施機関は、弁明書及び当審査会の意見聴取で、本件処分について、次のとおり説明した。

まず、条例において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されている。

次に、「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、「組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして、利用又は保存されている状態のもの」と説明されている。

部分開示した警察の事務分掌表については、担当職員が電子データを利用して紙文書として作成したものであるが、同データは同職員に貸与されたパソコン内にものみ保存されており、組織的に共用されておらず、よって公文書には該当しないと説明する。

第 5 本件処分に対する当審査会の判断

1 本件開示請求に係る対象文書の特定

本件開示請求に対し、実施機関が本件処分特定した電磁的記録（以下「本件電磁的記録」という。）は、富山県警察本部警務部総務課をはじめとする警察全所属の事務分掌表の電磁的記録である。

本件電磁的記録は、警察の所属ごとに作成されており、職員の氏名、職名、係名、電話番号、分掌事務が記録されており、本件開示請求に係る対象文書の特定について争いはない。

なお、本件電磁的記録のデータを紙媒体に印字した紙文書（以下「本件紙文書」という。）については、警部補同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分（条例第 7 条第 2 号に該当）、犯罪捜査の体制及び警備体制が分かる部分（同条第 4 号に該当）、被留置者の護送及び看守に係る体制並びに留置施設の保安体制等が分かる部分（同条第 4 号及び第 6 号に該当）、警察電話番号が分かる部分（同条第 6 号に該当）を非開示情報として、平成 29 年 12 月 14 日付け

富務第2713号で公文書部分開示決定の上、部分開示しており、本件紙文書の部分開示決定に対する争いはない。

2 本件電磁的記録の公文書該当性について

審査請求人は、本件電磁的記録は、本件紙文書の作成段階で電子保管されているものであるから、条例上の公文書であると主張している。

これに対し実施機関は、条例上において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの」であり、本件電磁的記録は、本件紙文書を作成する担当職員のパソコン内にもみ保存されており、組織的に共用されておらず、よって本件電磁的記録は条例上の公文書には該当しないと説明している。

条例上の公文書については、条例第2条第2項の規定により、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有していれば、電磁的記録もこれに当たるものとされており、本件電磁的記録が条例上の公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断される。

なお、東京高裁判決（平成19年2月14日判決・行政文書不開示決定取消請求控訴事件）においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の第2条2項の「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当であり、これについては、文書の①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当であるとしている。

そこで、本件電磁的記録について、①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況について検討してみる。

① 作成又は取得の状況

本件電磁的記録は、実施機関の職員が紙文書による事務分掌表の作成の補助用として一時的に作成したものであり、当該紙文書の作成前においては、当該職員の個人的検討段階のものに留まっていると認められる。

② 利用の状況

本件電磁的記録は、紙文書による事務分掌表の作成前は上記①のとおり個人的検討段階のものに留まり、当該紙文書作成後は当該紙文書を職員共用のものとして利用するので、本件電磁的記録を職員共用のものとして利用することは予定されていないし、また、実際にも利用されていないという実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

③ 保存又は廃棄の状況

本件電磁的記録は、上記②のとおり紙文書による事務分掌表の作成後の利用は予定されておらず、職員個人の判断で適宜廃棄できる状態にある。よって、本件紙文書については業務上必要な職員共用のものとして組織的に管理・保存しているが、本件電磁的記録についてはそのようなものとしては保有していないという実施機関の説明にも、不自然又は不

合理的な点は認められない。

上記①から③までの状況を検討した結果、本件電磁的記録については、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されておらず、組織としての共用文書の実質を備えているとは言えない。

3 結論

以上のとおり当審査会は、本件電磁的記録については、その作成、利用及び保存等の状況に照らして「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とはいえないと判断し、本件電磁的記録が条例上の公文書とはいえないことを理由として、非開示とした本件処分については妥当なものと判断する。

第6 付言

非開示情報が含まれている電磁的記録の部分開示については、富山県公文書開示事務実施要綱によれば、「原則として、用紙に出力したものを、非開示とする部分をマジック等で塗りつぶしたもの又は非開示とする部分を覆って複写したものにより行う」とされているので、本件開示請求の場合、非開示情報の部分を黒塗りした紙を開示することが原則であり、それは既に審査請求人に対して開示されているところである。

このことを審査請求人が理解していれば、本件審査請求のような争訟は避けられたのではないかと考えられるので、実施機関においては、審査請求人に対して情報公開制度を適切に説明するよう留意されたい。

第7 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 30 年 1 月 17 日	諮問実施機関（富山県公安委員会）から諮問書を受理
平成 30 年 2 月 21 日 （第 157 回審査会）	・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成 30 年 2 月 23 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 30 年 3 月 19 日 （第 158 回審査会）	審議
平成 30 年 4 月 23 日 （第 159 回審査会）	・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 警察本部から非開示理由等を意見聴取
平成 30 年 5 月 30 日 （第 160 回審査会）	審議
平成 30 年 7 月 2 日 （第 161 回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	第 157 回審査会 第 158 回審査会
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	第 159 回審査会 第 160 回審査会 第 161 回審査会
岩 本 聡	北日本新聞社論説委員長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	